

大型連休を迎える生徒、保護者の皆さんへ

令和5年4月 潮来高校生徒指導部

1 問題行動等の防止について

(1) 喫煙、飲酒等の防止

喫煙、飲酒、タトゥー等及び、危険ドラッグ、大麻、覚醒剤等は心身への甚大な影響があります。勧誘があっても決して誘いに乗ってはいけません。

※高校生が大麻所持で逮捕される事件が発生しています。怪しい誘いや不審なメールがあった場合は警察や学校に相談して下さい。

(2) 携帯電話・インターネットの使用

携帯電話等の使用にあたっては、公共の場での使用マナーを守る。有害サイトへのアクセスをしない。個人情報や誹謗中傷メール等を送信しないこと等ルールを決めて適切に利用すること。また、SNS等を利用して知り合った人には絶対合わないこと。

(3) 夜間外出・外泊等

夜間外出・外泊、危険箇所や不健全な場所への出入りをしないこと。

「茨城県青少年健全育成条例」により（高校生）の深夜外出は保護者同伴でも禁止です。

※『深夜』とは午後11時～午前4時

(4) いじめ等の防止

「いじめは絶対に許されない行為である」との強い認識を持つこと。

加害者にとってその気がなかったといつても、被害者がいじめられていると感じればいじめになります。特にインターネット上のいじめは名誉棄損罪や侮辱罪にあたり、被害者に深刻な傷を与えるかねない行為であることを理解すること。

また、困ったことがあれば、身近な信頼できる大人へ相談すること。相談が難しい場合は、以下の窓口に相談すること。

子どもホットライン
24時間子ども専用ダイヤル
TEL 029-221-8181

子ども
SNS相談


体罰解消サポートセンター
鹿行地区
TEL 0291-33-6317


2 交通事故の防止について

(1) 【自転車】

「スマートフォンを操作しながら」「イヤホンで音楽を聴きながら」等の『ながら運転』や歩道上を危険なスピードで走行するなどの危険運転が問題になっており、全国では、自転車での死亡事故も発生しています。ルールとマナーを守り安全に運転してください。

また、令和5年4月1日より自転車運転時のヘルメット着用が努力義務化されました。自分の命を守る意味でもヘルメットを着用しましょう。

(2) 【バイク】

生徒の生命、身体を事故から守るという立場から、本校でのバイク免許取得は原則禁止しています。ご家庭のご理解・ご協力をお願い致します。

3 その他

(1) 頭髪の正常化

連休中に頭髪の染色や変則的な髪型を行わないこと。常に高校生らしい頭髪や服装を心がけて下さい。

(2) 新型コロナウィルス感染症対策

関連ホームページ等で最新の情報を収集し、感染症対策を必要に応じて行ってください。健康で安全な生活が送れますようご家庭でのご指導をお願いいたします。